

懲戒処分等の情報の公表

懲戒処分等の情報の公表に関する規則（平成18年11月14日施行）に基づき、会員の懲戒処分等について、以下に公表する。

《会則第47条および第47条の2の規定に基づく会長による会員の処分》

- ・ 氏 名 長澤 悟
- ・ 登録番号 84261394
- ・ 会員番号 2748
- ・ 事務所所在地 堺市北長尾町1-5-23
- ・ 所属支部 堺支部
- ・ 処分年月日 平成21年5月8日
- ・ 処分内容 廃業勧告及び無期限の会員の権利の停止
- ・ 処分理由 行政書士法第6条の4、第8条第1項、第10条、
会則第12条、第40条に違反した。

[すでに更地になっていて建物の存在していない所を事務所所在地として行政書士名簿の変更登録をしないまま、行政書士事務所として認められない府営住宅で行政書士の業務を行っている。

このような事実は、事務所の設置義務及び変更登録の義務を定める行政書士法に違反するものであり、行政書士の信用及び品位を害するものである。

また、50万円を超える会費を滞納しており、会則に違反している。]

平成21年5月8日

大阪府行政書士会

会長 北口 義明